

## 大府市雇用対策協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 大府市雇用対策協議会（以下「会」という。）と称し、大府市中央町五丁目70番地大府市役所商工業ウェルネスバレー推進課内に置く。

(目的)

第2条 この会は、大府市内産業の必要とする労働力を確保するため、職業安定機関と協力して必要な施策を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労働力確保のための求人活動
- (2) 求人活動に必要な調査、研究、情報、資料の収集と提供
- (3) 労働供給地に対する産業事業のPRと協力体制の推進
- (4) 労働管理の改善、労働条件の向上、福祉施設の改善の推進
- (5) 定着指導並びに雇用安定の推進
- (6) その他必要と認める事項

(会員)

第4条 この会の会員は普通会員と特別会員をもって構成し、普通会員は、市内において事業を営む者で、この会の趣旨に賛同して加入するものとし、特別会員は、関係官公庁商工団体の役職とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出し、幹事は会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2か年とする。ただし再選は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

3 監事は、会計の状況を監査する。

(顧問、参与)

第9条 この会は、会長の委嘱により、顧問、参与を置くことができる。

2 顧問、参与は会議に出席して意見をのべることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は総会並びに理事会として毎年1回以上会長が招集する。

(議決)

第11条 会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

(入会金及び会費)

第12条 入会金及び会費は、普通会员については次のとおりとし、特別会員は徴収しない。

- (1) 入会金は一事業所につき3,000円とする。
- (2) 会費は会員割、従業員割とし理事会で定める。
- (3) 年の途中加入者の会費は月割計算による。

(会費の徴収)

第13条 会費の徴収は年1回とし、5月とする。

(経費)

第14条 この会の経費は、入会金、会費、助成金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和45年10月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月7日から施行する。

附 記 会費の積算方法

会員割 (年会費)

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 従業員数が | 100人まで      | 7,000円  |
|       | 101人～500人   | 8,000円  |
|       | 501人～1,000人 | 9,000円  |
|       | 1,001人以上    | 10,000円 |
| 従業員割  | 1か月1人当り     | 5円      |

※ 従業員数の対象は正規社員及び役員とし、パート社員・派遣社員等は含まない。

※ 事業所の本社の所在地により、従業員数の計上範囲は次のようになる。

・大府市内に本社がある事業所においては「大府市内外の国内全ての事業所」

- ・大府市外に本社がある事業所においては「大府市内の事業所」